

瀬戸内海国立公園（徳島県地域）  
管理計画書

平成 6 年 4 月

瀬戸内海国立公園管理事務所

## 目 次

第1	基本方針 .....	1
1	瀬戸内海国立公園管理計画作成方針 .....	1
2	徳島県地域管理計画基本方針 .....	2
3	保全対象と取扱い基本方針 .....	5
4	瀬戸内海国立公園徳島県地域指定及び計画の経緯 .....	8
5	公園計画 .....	9
6	管理計画区分 .....	11
第2	風致・景観の管理に関する事項 .....	12
1	許可・届出等取扱い方針 .....	12
2	公園事業取扱方針 .....	19
第3	地域の開発、整備に関する事項 .....	29
1	各地の利用形態及び整備方針 .....	29
1	リゾート開発との調整 .....	30
2	一般公共事業との調整 .....	30
第4	土地等の管理に関する事項 .....	31
1	国有財産の管理 .....	31
2	自然公園美化管理財団 .....	31
3	その他の土地または事業施設の管理 .....	31
第5	利用者の指導に関する事項 .....	32
1	自然解説に関する事項 .....	32
2	利用者の利用規制 .....	32
3	利用者の安全対策 .....	33
第6	地域の美化修景に関する事項 .....	34
1	美化清掃 .....	34
2	修景計画 .....	34
2	修景緑化指針 .....	35
第7	各種団体との連携に関する事項 .....	36
*	瀬戸内海国立公園等連絡会議設置要領 .....	37
第8	その他 .....	38
	< 関係資料 >	
	瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における	
	水面の取扱上の留意事項 .....	39
	マリーナの取扱 .....	41
	関係法令等一覧 .....	42
	許認可進達ルート .....	45
	瀬戸内海国立公園徳島県地域に適する修景植栽樹種の一覧表 .....	46

## 第 1 基 本 方 針

### 1 瀬戸内海国立公園管理計画作成方針

瀬戸内海国立公園は、昭和9年3月16日、備讃瀬戸地域を中心に日本で最初の国立公園として指定され、その後数次にわたる追加指定により、紀淡、鳴門、関門及び豊予の4海峡で囲まれた瀬戸内海のおよそ半分がその区域となった。その陸域面積は、62,820ha（平成5年8月現在）となっている。

瀬戸内海の景観は、静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の浜、散在する漁港、段々畑など、自然と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い多島海景観である。瀬戸内海国立公園の区域は、この瀬戸内海の景観のうち、多島海景観及び瀬戸景観に重点を置いて選定され、そのほかに、内海部と一体となってこれらの景観を構成する本土部分、海水浴場、舟遊場、展望地等の本公園にふさわしい利用拠点、瀬戸内海の縁辺にあって極めて利用性の高い地域及び海面が選定されている。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる大規模臨海工業地帯の出現、漁港、港湾の近代化、塩田の消滅、島全体を覆いつくすようなミカン畑、松枯れによる森林・海浜景観の変化、そして、地域住民の一部都市圏への集中と離島等の過疎・高齢者化といった経済、社会環境の変化など自然、人文にわたる景観の著しい変化を経験してきた。最近、地域活性化の切札として、巨大な渡海橋の建設や全国的にブームとなったリゾート開発が、瀬戸内海国立公園にも押し寄せてきている。したがって、今後とも変化しつつある地域の経済、社会環境等を的確に把握し、国立公園の保護と利用を図っていくことは、ますます重要な課題となってくる。

瀬戸内海国立公園の現地管理は、瀬戸内海国立公園管理事務所が各県と協力し、市町村その他関係機関、団体、住民の協力も適宜得ながら行っているが、これを一層適正かつ円滑に行うため、関係機関、団体、学識経験者等の意見を踏まえた明確な方針の下に管理の徹底を図ることが重要である。かかる認識の下に、瀬戸内海国立公園においては、地域毎に管理計画を作成することとする。

## 2 徳島県地域管理計画作成方針

### (1) 地域の概況

#### ア 自然の概要

鳴門地区は渦潮で代表される動的な海峡景観と、標高100～200メートルの大起伏丘陵からなる島田島、大毛島及び高島に囲まれた静的な内海景観からなり、その海岸線は丘陵地形を反映し磯浜、礫浜をなしているが、大毛島の東海岸は北上する漂砂により、ほぼ直線的な砂浜が展開している。地質は砂岩や泥岩からなる上部白亜紀系の和泉層群が東へ沈降する東西性の褶曲軸をもった向斜構造をなしている。

大坂峠地区は、吉野川北部を東西に連なる讃岐（阿讃）山脈の東部の香川県境沿いに位置し、海岸線から標高約400mの分水嶺までの北に面する斜面で展望の優れた地域である。地質は砂岩、泥岩からなる上部白亜紀系の和泉層群が東西に走行している。

鳴門海峡は、播磨灘と紀伊水道とをつなぐ海峡で徳島県・大毛島の孫崎と兵庫県・淡路島の門崎の間の約1,350mの海峡である。この鳴門海峡の北側と南側では潮汐干満の時刻が異なるため、内外の水位の差は1～2mになり、この狭い鳴門海峡を通過する潮流は時速14～20kmにもおよび、その下流側に潮流旋回の奇観・鳴門の渦潮が出現する。この渦潮の直径は12～15mにも達し、またそれらの渦の表面は漏斗状にくぼみ、くぼみの深さは最大約2.5mとなり、壮観な海峡景観を呈している。

本地域一帯は、気候的には暖温帯に位置し、植物地理学上からは暖帯植物区に含まれ、照葉樹林の分布するヤブツバキクラス域に属している。

鳴門地区の年間降水量は、1,465mm（徳島地方气象台観測値（1941～1970））と少ないことが制限要因となり、乾燥と塩風に耐性のあるウバメガシ群落が成立し、乾燥が激しくない凹地斜面等にスタジイが出現する。しかし、古来からの人為的影響を受け同地区のほとんどがクロマツの代償植生となり、飛島のイブキ群落、海岸部の一部のウバメガシ群落、及び、大毛島西部にスジダイ群落等の数少ない自然植生を残すだけとなっている。

近年のマツクイムシの被害により、クロマツが次第にウバメガシを主とする自然植生に遷移しつつある。

本地域に生息する哺乳動物については、中型哺乳類の生息密度は極めて低く、また、大型のほ乳類は生息していない。しかし、鳥類については、水禽・海鳥の種類が豊富であり、岩礁や干潟でゴイサギ、カイツブリなどの留鳥が、また、夏鳥にはイカルチドリ、シロチドリなどのチドリの類が、冬鳥にはヒメウ、ウミウなどウの類、アビの類、マガモ、トモエガモ、ウミアイサなどのカモ類、ウミネコ、ユリカモメなどのカモメ類が見られる。さらに、旅鳥として五月ごろと九月ごろの春秋二回にわたり姿を見せるシギ類も特筆される。

## イ 利用の概要

本地域は、鳴門の渦の船上からの観潮、千畳敷、お茶園、鳴門山からの鳴門海峡景観の展望、及び公園車道島田島線（通称 鳴門スカイライン）沿線からのウチノ海景観の眺望利用、千鳥ヶ浜及び大毛浜等の大毛島東海岸における海浜利用、並びにウチノ海及び鳴門海峡周辺の磯釣、海釣等の海浜、海洋型の利用形態等を持つ四季型で、年間利用者は300万人を超えている。

また、平成10年の明石海峡大橋を含む明石海峡大橋関連区間の完成により、京阪神と鳴門が直接結ばれることになり、さらに利用者の増加が見込まれる。

## (2) 管理方針

徳島県地域は、鳴門海峡南西部、大毛島、島田島を中心に昭和25年5月18日瀬戸内海国立公園として追加指定され、その後基本的な変更は加えられないまま40数年が経過したが、この間の鳴門地域を取り巻く社会・経済の変化に対応するため、平成3年2月27日公園計画再検討の告示が行われたところである。その公園区域面積は、特別地域881ha、普通地域657ha、計1,538haとなっている。

この徳島県地域の管理については、昭和59年1月1日より香川県高松市に駐在する国立公園管理官の分担区域となったところであるが、地理的、物理的状況から、濃密な管理は困難であり、徳島県、鳴門市等の協力を仰ぎながら行ってきた。

このような本地域の状況を基に従来から行ってきた公園の管理や許認可指導方針を踏まえ、公園管理の実態に留意し地域の特性に即した風致景観の管理、公園

事業の取扱、地域開発整備の方針、利用指導、美化清掃等について、その取扱方針を明確にし、関係者の合意を図り、現地管理の指針として作成するものである。

なお、特に次の点に留意して管理を行うものとする。

① 瀬戸景観の保護

鳴門地域の重要な景観の一つである渦潮景観、及びウチノ海の沈降海岸の景観を保護する。特に、主要展望地から望見されるものについては、地形や植生を中心に極力現状の保全を図る。

② 自然海岸の維持

瀬戸内海全体で見ても、自然海岸は年々減少の一途をたどっている状況に鑑み、国立公園特に特別地域地先の自然海岸は極力現状の維持に努める。

③ 利用形態と施設整備

展望、舟遊、野外レクリエーション等を公園利用の柱とし、園地、野営場、歩道等、自然とのふれあいを目的とした施設の整備とその利用を図る。

④ 利用の分散

利用者が一地区に集中するのを避けるため、利用地区の分散を図り、利用の快適性を確保することに努める。

⑤ 住民生活との調整

地域住民の生活に不可欠な行為については、その必要性を考慮し風致景観との調和を図る。

### 3 保全対象と取扱方針

特色のある景観、貴重な動植物及び特色のある地形地質等について、その保全対象地と取扱い方針を定め、適切な保護管理に努める。

保 全 対 象	概 要	取 扱 方 針
<p>飛島のイブキ群落等の海岸岩礁植生</p>	<p>飛島西面の岩壁には、イブキが群生し、近隣に例を見ない貴重な群落を作っている。このほかクロマツ、アカマツ、エノキ、トベラ、マルバグミ、マルバシヤリンバイ、マサキ、コヤブラン、タイトゴメ、アゼトウナ、オニヤブソテツなどが特異な群落を形成しているが、イブキ、クロマツなどに枯死するものも相次いでいる。この島の植生は厳しい環境条件の微妙なバランスの上に成立しており、人為的干渉等には極めて弱いものといえる。（第1種特別地域）</p>	<p>厳しい自然条件に適応しているものであり、すぐれた植生景観を厳正に保護する。</p>
<p>裸島、孫崎、龍宮の磯、土佐泊夫婦岩、鯛山等の岩礁海岸動物生息地</p>	<p>孫崎から南の海岸には、長く砂浜が続くが、その中に和泉砂岩から成り、海食台地に起因する岩礁地が点在する。これら岩礁地は、海藻が多く着生するためきょく皮・腔腸・軟体動物等の種類も豊富であり、瀬戸内海系と太平洋系の動物相の接点を示</p>	<p>自然海岸の改変行為は原則として認めない。地域住民の理解と協力を求め、動植物の生息環境の保護に努める。</p>

保 全 対 象	概 要	取 扱 方 針
	<p>す場として貴重である。</p> <p>近年、場所によっては、磯遊び、或いは自家食用にするため貝類の採取をする人が増えて、動物相にも影響が出ている。</p> <p>(第1種特別地域・第2種特別地域)</p>	
<p>小鳴門海峡・ウチノ海のウミヒルモ生息地</p>	<p>島田島阿波井の小鳴門海峡からウチノ海にかけての浅海には、コアマモと混生するウミヒルモが見られる。ウミヒルモは、この地域では極めて珍しく、分布上貴重な生育地である。(第2種特別地域地先海面普通地域)</p>	<p>海峡に面している水質悪化の影響を比較的受け難いが、底質、水質等の変化には敏感でありウチノ海等の海岸の保全に努める。</p>
<p>阿波井神社のスタジイ林</p>	<p>島田島阿波井の阿波井神社裏山には、この地域の山地に本来成立していたスタジイ林が、社叢林として残されている。</p> <p>この林は、スタジイを中心とし、ヤマモモ、ホルトノキ、ミミズバイ、ヒメユズリハ、イヌマキ、</p>	<p>すぐれた植生景観として保護に努める。</p>

保 全 対 象	概 要	取 扱 方 針
	<p>タイミンタチバナなどから成っているが、人為的影響の強く見られるこの地域の原植生を示す残存林として貴重である。(第2種特別地域)</p>	
<p>鯛山の海食痕</p>	<p>鯛山の灯台下の海崖には、海拔7m以下にいくつかの水準を示す海食痕、及び蜂の巣状風化構造がよく保存されており、このうち5.5mのものが縄文期海水準を示すものと考えられている。これは、地殻変動を知る上で貴重な資料となっている。(第2種特別地域)</p>	<p>海岸線の地形の改変行為を規制し、保護に努める。</p>
<p>鳴門町西条内の海海岸のハマサジ生育地</p>	<p>鳴門町西条の内の海海岸にはハマサジを始め、オカヒジキなどの塩湿地植物が生育している。徳島県内のハマサジの生育地は塩沼地の埋め立て等により、減少しており、貴重な生育地となっている。(第3種特別地域)</p>	<p>海岸の保全に努める。</p>

#### 4 瀬戸内海国立公園徳島県地域指定及び計画の経緯

##### (1) 公園区域

昭和25年 5月18日	厚生省告示第145号	鳴門陸域主要部分の追加指定
昭和31年 5月 1日	厚生省告示第104号	大坂峠、小鳴門の追加指定
平成 3年 2月27日	環境庁告示第 7号	公園計画再検討による区域変更

##### (2) 保護計画

昭和32年10月23日	厚生省告示第343号	特別地域指定
昭和57年 2月17日	厚生省告示第 13号	特別地域の削除
平成 3年 2月27日	環境庁告示第 8号	公園計画再検討による地種区分変更

##### (3) 利用計画

昭和32年10月23日	厚生省告示第145号	鳴門集団施設地区の指定
平成 3年 7月26日	環境庁告示第 39号	公園計画再検討による利用計画変更

5 公園計画

(1) 保護計画

(単位：h a)

	第1種	第2種	第3種	普通	計
鳴門市	2	680	199	657	1,538

(2) 利用計画及び公園事業執行状況

利用計画	事業執行名	未執行事業名
集団施設地区	鳴門園地 鳴門宿舎 鳴門休憩所 鳴門駐車場 鳴門道路(車道) 鳴門給水施設 鳴門博物展示施設	
園地	室・撫佐園地	大毛園地 大毛山園地 黒山園地

利用計画	事業執行名	未執行事業名
		阿波井園地 小鳴門公園園地 イワシ山園地 大坂峠園地
野営場		室・撫佐野営場 阿波井野営場
宿舎	大毛宿舎 室・撫佐宿舎	亀浦宿舎 西条宿舎 穴明宿舎 阿波井宿舎 イワシ山宿舎 黒山宿舎
水族館		西条水族館
舟遊場		西条舟遊場 穴明舟遊場
駐車場	大毛駐車場	亀浦駐車場

利用計画	事業執行名	未執行事業名
乗馬施設		大谷乗馬施設
運動場		西条運動場
係留施設	亀浦港係留施設	
道路（車道）	島田島線道路 亀浦港黒山線道路	鳴門公園線道路 大坂峠引田線
道路（歩道）	四国自然歩道線道路	

## 6 管理計画区区分

本地域は利用形態上、大毛島の鳴門公園が中心となっていること、また、行政区域も鳴門市の一市であること、さらに面積が1,538haと小面積であること等の理由から、1管理計画区とする。

## 第 2 風 致 ・ 景 観 の 管 理 に 関 す る 事 項

### 1. 許可・届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和54年6月30日環自保第230号）」・「国立公園内における各種行為に関する審査指針（昭和49年11月20日環自企第570号）」によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工 作 物 (1) 建築物	<p>① 位置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a 主要展望地及び海上（特に観潮船やフェリー等の航路）からの風景を損なうことのないよう留意する。</li><li>b 道路と海岸との距離が50m未満の場所では、原則として道路の海側に建築物を設けない。</li><li>c 大毛島大毛地区の県道鳴門公園線沿いの海側については原則として建築物の新築、増築は認めない。</li></ul> <p>② 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a 基本的な考え方 奇抜なデザインは避け、自然公園にふさわし落ちついた外観意匠とする。</li><li>b 屋根の形態 特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟、もしくは入母屋型の勾配屋根とする。 なお、屋根勾配は3/10以上とするが、著しい急勾配の屋根は避ける。</li></ul>

(2) 道 路

c 屋根の色彩

こげ茶色（着色の処理をしていない銅板葺を含む）、暗緑色（緑青のついた銅板葺を含むが、人工的に処理したものは避ける）または暗灰色とする。

d 壁面の色彩

茶系統、グレー系、ベージュ系統色または木材等の自然の素材のままの色彩とする。

③ 修景緑化

建築物の新築にともなう木竹の伐採は最小限とし、できる限り樹木の保存に努めることとするが、必要な場所については別記修景植栽樹種一覧により修景を行う。

① 基本方針

車道の新設または路線の付け替えについては、風致景観への影響が軽減されるものであること。

また、主要展望地及び海上からの景観を損なうことのないよう次のとおり取り扱う。

② 法面

長大な切土または盛土法面は避けるものとし、緑化可能な場所は原則として緑化する。また、切り土法面のモルタル吹き付けは認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断される場合はこの限りではないが、可能な限りツル性植物等により緑化するものとする。

③ 廃道敷

道路改良等により廃道となる部分については原則として修景のための植栽を行うこと（別記修景植栽樹種一覧参照）。

④ 防護柵

<p>(3) 鉄塔、アンテナ</p>	<p>ガードケーブル、ガードレール落石防止柵等の色彩は亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか、または灰色もしくはこげ茶色に塗装する。</p> <p>⑤ 擁壁  擁壁はできる限り自然石を用いるものとするが、やむを得ずコンクリートブロック積みまたはコンクリート擁壁とする場合は自然石を模した仕上げとする。  ただし、公園利用者から見えない場所にあってはこの限りではない。</p> <p>⑥ 跡地の整理  車道沿いの工事跡地等は違法な工作物の設置場所等に利用されやすいので、工事跡地はすみやかに整理するとともに修景緑化を行う（別記修景緑化樹種一覧参照）。</p> <p>⑦ 残土  残土は原則として公園外に搬出処理する。</p> <p>① 基本方針  できる限り特別地域内の設置を避けるものとするが、公園内に設ける場合はその必要性、位置、規模及び風致上の支障について十分検討を行う。  なお、鳴門海峡を横断する関西電力の鉄塔は、風致景観に与える影響が大きいことから、昭和56年11月4日環自保許第758号で自然保護局長より関西電力株式会社あて早期撤去を要請しているところであり、随時調査状況の報告を求めるとともに、早期撤去を指導していくものとする。</p> <p>② 位置</p>
--------------------	---

	<p>a 主要展望または、展望方向の風景を阻害する位置は避ける。</p> <p>b 主要利用地点から極力望見されない位置とする。</p> <p>③ 色彩        亜鉛メッキ仕上げまたは灰色、もしくはこげ茶色とする。        なお、航空障害対策は塗色ではなく、標識灯の設置によるものとする。</p>
(4) 電柱	<p>① 位置        主要展望または、展望方向の風景を阻害する位置は避ける。</p> <p>② 色彩        木柱、コンクリート柱はそのままの色、鋼管柱は亜鉛メッキ仕上げまたはこげ茶色とする。</p> <p>③ 共架        電力、電話線が並行する場合は共架を原則とする。</p> <p>④ 地下埋設        鳴門公園地区等、利用性が高く特に景観を保護する必要の大きい歩道にあっては、可能な限り地下埋設とする。</p> <p>⑤ 広告物        営業広告物は掲出しない。</p>
(4) 砂防・治山	<p>① 位置        主要展望地や、海上からの景観を著しく改変しないこと。特に新設の場合は、事前にその必要性、景観の支障、利用動線への影響等を十分検討する。</p> <p>② 色彩</p>

<p>(5) 海岸保全施設</p>	<p>公園利用者の目につきやすい場所にあっては、自然石またはそれに模したブロック仕上げとするほか、落石防護柵については、亜鉛メッキ仕上げか灰色もしくはこげ茶色に塗装する</p> <p>① 位置 自然海岸への設置は認めない。ただし災害が発生し、放置すればさらに被害が広まることが明らかな場所についてはこの限りではない。</p> <p>② 色彩 公園利用者の目につきやすい場所にあっては、自然石またはそれに模したブロック仕上げとするか、セメントに顔料を混ぜる等の着色を行い、風致上の支障の軽減を図る。</p>
<p>(6) 海岸環境保全事業</p>	<p>第2、3種特別地域内及び普通地域の自然海岸への設置については災害または侵食を受けているか、または受ける虞れが極めて大きい場合であって、他の方法によっては、防災の目的を達成することができない場合以外は原則として認めない。</p> <p>設置する場合は下記に留意すること。</p> <p>a 埋め立てを伴わないものであること。</p> <p>b 離岸堤は可能な限り潜堤とすること。</p> <p>c 突堤は自然石積みとし、可能な限り潜堤とすること。</p>
<p>(7) その他の工 作物</p>	<p>大毛島大毛地区の県道鳴門公園線沿いに飛砂防止施設を設置する場合、設置箇所は必要最小限度にとどめるものとし、設置する場合にあっても車上からの通景線が確保される高さとする</p> <p>こと。</p>

<p>2 木竹の伐採</p>	<p>保全対象となっている森林の樹木については、原則として伐採を認めない。その他、照葉樹林等自然性の高い森林については極力保全を図る。また、保全対象の周辺の森林については、保全対象に影響が及ばないように配慮する。</p>
<p>3 土石の採取</p>	<p>公園区域内の新規採取は認めない。ただし、公園指定以前から生業として行われてきたものについては下記方針により取扱うものとする。</p> <p>a 従来からの継続行為について1～3年毎に更新する。</p> <p>b 採取については採取量等を必要最小限にとどめ、主たる山稜線を分断しない。</p> <p>c 採取跡地周辺はクロマツ等により緑化する。</p> <p>d 近い将来、終掘させる方向で指導する。</p>
<p>4 広告物</p>	<p>国立公園の風致及び快適な利用環境を守るため、県、市と協力して野立広告物の追放を図る。許可に当たっては色彩、デザイン等が周辺の景観と調和するよう、取扱いを以下のとおりとする。</p> <p>① 営業用広告物</p> <p>使用する色彩は、白、黒、緑、青、茶系色のうち、3色以内とし、できる限り落ち着いた色調とすること。</p> <p>② 指導標識・地区案内板</p> <p>a 乱立はさけ、必要最小限とする。また、同一地域、同表示板の色彩はこげ茶色、文字は白色を基本とする。</p> <p>b 案内図には白色以外の使用も認めるが、必要最小限度の使用にとどめる。</p>

<p>5 水面の埋立</p>	<p>海面と一体となって優れた景観を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の景観の重要な要素をなすものであるため、適正な保護を図るため水面の埋立については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>① 特別地域地先水面の埋立</p> <p>a 原則として許可しないものとする。ただし、次の場合にあってはこの限りではない。</p> <p>ア 地域住民の生活上必要なもの及び農業、漁業の用に供されるものであって必要性が高く、かつ他に適地がないと認められる場合。</p> <p>イ 既に人工海岸、半自然海岸になっていて、その地先で養浜を行う等、自然景観の回復を目的とする場合</p> <p>ウ 陸上部に人工的施設が多数密集するなど、自然状態が著しく改変されている場合。</p> <p>b 予め十分な環境影響調査を実施する。</p> <p>c 水質汚濁防止膜の設置を図る等施工方法に十分配慮する。</p> <p>② 普通地域内水面の埋め立て</p> <p>別記「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内水面の埋立取扱い上の留意事項」のとおりとする。</p>
<p>6 その他</p>	<p>マリーナは工作物、水面の取扱方針によるほか、別記2「国立公園内マリーナの取扱方針」のとおりとする。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業及び国定公園事業取扱要領（昭和33年4月30日国発第278号）」によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	取扱方針
1 宿 舎	<p>① 基本方針</p> <p>新設・建替の場合は、主要展望地や海上（特に観潮船やフェリー等の航路）からの景観を著しく改変しないよう留意する。</p> <p>なお、宿舎事業として判断する基準は、宿泊の用に供する建物のうち次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 旅館業法による認可を得たもの、または得る見込のあるもの。</p> <p>イ 通年営業を行うもの。</p> <p>ウ 宿泊収容力が40名以上のもの。</p> <p>エ 特定の人を対象にしないもの。</p> <p>また、普通地域内での旅館、ホテル等については、宿舎事業として扱わない。</p> <p>② 位置</p> <p>急斜面を避けるとともに落石、土砂崩れ等がないよう十分配慮した位置とする。</p> <p>③ 外部意匠</p> <p>a 屋根の形態</p> <p>切妻、寄棟、入母屋等の3/10以上の勾配屋根を原則とするが、著しい急勾配の屋根は避ける。</p> <p>なお、やむを得ない理由で陸屋根となる場合はパラペットを設ける。</p> <p>また、現在勾配屋根でない建築物については、改築等に</p>

際し、勾配屋根かパラペットの設置を指導する。

b 屋根の色彩

屋根あるいはパラペットについては、こげ茶色（着色処理していない銅板葺も含む）、灰緑色（緑青のついた銅版葺を含むが、人工的に処理したものは避ける）または暗緑色とする。

d 壁面の色彩

茶系統、グレー系統、ベージュ系統または木材等の自然の素材のままの色彩とする。

④ 修景緑化

別記修景植栽樹種一覧により修景を行う。

⑤ 鳴門地区における宿舎事業の取扱いは次の通りである。

a 鳴門集団施設地区～八木の鼻

ア 県道鳴門公園線の東側（海側）地区

1 敷地造成

新規の敷地造成は認めない。

既存の造成地（柏栄不動産園（株）の認可宿舎、旧鳴門公園ホテル及び潮騒荘並びに網干におけるお多福緑地興発（株）の宿舎予定地の4か所）については、隣接して一体的な利用を図るうえで特に必要なもの以外は認めない。この場合、汀の保護及び利用を図るため可能な限り保存地を確保する。

2 建築物

ア 道路（県道鳴門公園線）からの後退距離

道路の路肩から壁面線までの距離は10m以上とする。ただし、既存建物（10m未満）の建て替え等であって、やむを得ないものについてはこの限りではないが、可能な限り後退させる。

ハ敷地境界からの後退距離

敷地境界線（海側を除く）から壁面線までの距離は5 m以上とする。

ク高さ

建築物（高架水槽、昇降機等建築物の管理または機能上特に必要と認められるものを除く）の高さは30 m以下とする。

ケ建ぺい率及び容積率

敷地面積に対する総建築面積の割合は50%以下、また敷地面積に対する総延べ面積については400%以下とする。

3 敷地面積（自然海浜を除く）に対する緑地の割合

20%以上とする。ただし、既存建築物（緑地が20%未満）の建て替え等であって、やむを得ないものについてはこの限りではないが、可能な限り緑地を広く確保する。

イ 県道鳴門公園線の西側（内陸）地区

1 建築物

ア道路（県道鳴門公園線）からの後退距離

道路の路肩から壁面線までの距離は10 m以上とする。ただし、既存建物（10 m未満）の建て替え等であって、やむを得ないものについてはこの限りではないが、可能な限り後退させる。

イ上記 ア以外の道路（私道を除く）からの後退距離

道路の路肩から壁面線までの距離2.5 m以上とする。

ク敷地境界からの後退距離

敷地境界線から壁面線までの距離2.5 m以上とする。

る。

#### 1 高さ

建築物（高架水槽、昇降機等建築物の管理または機能上特に必要と認められるものを除く）の高さ40m以下とし、八木の鼻地区にあっては山稜線を分断しないこと。

#### 1 建ぺい率及び容積率

敷地面積に対する総建築面積の割合は70%以下、また敷地面積に対する総延べ面積については400%以下とする。

#### 2 敷地面積に対する緑地の割合

20%以上とする。ただし、既存建築物（緑地が20%未満）の建て替え等であって、やむを得ないものについてはこの限りではないが、可能な限り緑地を広く確保する。

#### b 八木の鼻～竜宮の磯

##### ア 県道鳴門公園線の東側（海側）地区

宿舍事業は認めない。

##### イ 県道鳴門公園線の西側（内陸）地区

#### 1 建築物

##### 1 道路（県道鳴門公園線）からの後退距離

道路の路肩から壁面線までの距離は10m以上とする。ただし、既存建物（10m未満）の建て替え等であって、やむを得ないものについてはこの限りではないが、可能な限り後退させる。

##### 1 上記 1以外の道路（私道を除く）からの後退距離

道路の路肩から壁面線までの距離は2.5m以上とする。

ウ敷地境界からの後退距離

敷地境界線から壁面線までの距離2.5m以上とする。

エ高さ

建築物（高架水槽、昇降機等建築物の管理または機能上特に必要と認められるものを除く）の高さは40m以下とし、八木の鼻地区にあっては山稜を分断しないこと。

オ建ぺい率及び容積率

敷地面積に対する総建築面積の割合は70%以下、また敷地面積に対する総延べ面積については400%以下とする。

2 敷地面積に対する緑地の割合

20%以上とする。ただし、既存建築物（緑地が20%未満）の建て替え等であって、やむを得ないものについてはこの限りではないが、可能な限り緑地を広く確保する。

カ 鳴門集団施設地区

新規の宿舎は認めない。

既存宿舎の利用者の快適さのための増改築は認めるものとするが、極力現状規模に留めるものとする。なお、その際には鳴門海峡から見た景観に十分配慮した形態、意匠とする。

また、建築物（高架水槽、昇降機等建築物の管理または機能上特に必要と認められるものを除く）の高さは25.5m以下とする。

	<p>d 室・撫佐</p> <p>施設の増改築にあたっては、既存施設との調和、及び鳴門海峡方向からの景観の維持に努めるものとする。</p>
<p>2 園 地</p>	<p>① 基本方針</p> <p>海浜、樹林地、展望地などの各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等、人と自然とのふれあいが高まるよう配慮するものとする。</p> <p>② 付帯施設の取扱い</p> <p>a 休憩舎、展望施設、便所等の付帯施設は、利用性及び管理面を考慮し、適正に配置する。</p> <p>b 自然に対する理解を深めるとともに利用の効果を高めるため、案内解説板、指導標等を適切に配置する。</p> <p>c 屋根はできる限り勾配屋根とし、自然と調和したデザインとする。また、施設の規模は過大にならないよう留意する。</p> <p>d 展望施設については、立地条件を生かすことにより、できる限り平屋建てとする。</p> <p>e 可能な限り身体障害者の利用にも配慮した整備を行うものとする。</p> <p>③ 管理方針</p> <p>a 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全を図る。</p> <p>b くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動をPRする。</p>

	<p>c 園路、広場の草刈り、園地内のトイレ等の清掃を定期的 に実施し、快適な利用が図られるよう努める。</p>
3 野 営 場	<p>① 基本方針 海浜地、山間部等各地区の特性に応じた整備及び管理を 行い、自然探勝や海浜利用等人と自然とのふれあいが高 まるように配慮する。</p> <p>② 施設の取扱い 施設については環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配 置する。また、既存施設についても快適な環境が保持さ れるよう配慮する。</p>
4 駐 車 場	<p>自然公園美化管理財団が管理する鳴門公園の駐車場につい ては、今後恒常的な利用台数の増加が見込まれる場合には既存駐 車場の効率化を図るとともに、立体化について検討を行うもの とする。</p>
5 車 道	<p>① 基本方針 車道の新設または路線の付け替えについては、風致景観 への影響が軽減されるものであること。また、主要展望 地及び海上からの景観を損なうことのないこと。</p> <p>② 法面 長大な切土または盛土法面はさけるものとし、緑化可能 な場所は原則として緑化する。また、切り土法面のモル タル吹き付けは認めない。ただし、安全確保上やむを得</p>

ないと判断される場合はこの限りではないが、可能な限り蔓性植物等により緑化するものとする。

③ 廃道敷

道路改良等により廃道となる部分については原則として修景のための植栽を行うこと（別記修景植栽樹種一覧参照）

④ 防護柵

可能な限りガードケーブルを使用するものとするが、交通安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

ガードケーブル、ガードレール、落石防止柵等の色彩は亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか、または灰色もしくはこげ茶色に塗装する。

⑤ 擁壁

擁壁はできる限り自然石を用いるものとするが、やむを得ずコンクリートブロック積みまたはコンクリート擁壁とする場合は自然石を模した仕上げとする。

ただし、公園利用者から見えない場所にあってはこの限りではない。

⑥ 跡地の整理

車道沿いの工事跡地等は違法な工作物の設置場所等に利用されやすいので、工事跡地はすみやかに整理するとともに修景緑化を行う（別記修景植栽樹種一覧参照）。

⑦ 残土

残土は原則として公園外に搬出処理する。

	<p>⑧ 鳴門地区における道路事業の取扱いは次の通りである。</p> <p>a 鳴門公園道路 歩行者が多く利用する道路であるので、改良にあたっては快適な公園利用及び防災工事に努めるよう指導する。</p> <p>b 鳴門公園線 網干地区に飛砂防止柵を設置する場合は、必要最小限とし、海側の高さは車上からの通景線が確保される高さ以下とすること。</p> <p>c 島田島線 急カーブ等で安全性確保のための改良を行う場合には法面を極力小さくし、内の海からの景観に十分配慮する。</p>
<p>5 歩 道</p>	<p>① 基本方針 路線は、単に最短距離で目的地に至るものではなく、興味対象を有効につなぎ、沿線の自然に親しむことのできるルートとする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い 簡易休憩舎、便所、案内解説板等の施設は、利用性及び管理面を考慮し、適正に配置する。 施設の規模は過大にならないようにし、周辺の自然と調和したデザインとする。</p> <p>③ 管理方針 くずかご・吸がら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ゴミ持ち帰り運動を推進する。また、危険箇所の点検、及び草刈、清掃等を定</p>

期的に実施する。

④ 通景線の確保

展望のすぐれた個所については、通景線の確保に配慮する。

⑤ 四国自然歩道

標識、案内板等を統一するとともに説明表示の一貫性を図る。また、車道との共用部や横断部等には注意標識を設け通行上の安全を図る。

道路状況の点検を定期的に行ない、危険な状況となった場所には安全措置を講じる。

### 第 3 地域の開発、整備に関する事項

#### 1 各地区の利用形態及び整備方針

##### ア. 大毛島地区

徳島県地域を代表する地区で、本地域を訪れる大部分の人が利用する。

現在の利用形態は、鳴門公園の千畳敷お茶園等の展望地点から、鳴門海峡の風景観賞が大部分であり、滞在時間は極めて短い。

自然に親しむ機会の増大に務め、鳴門公園地区の景観の維持、利用環境の整備充実、及び利用者の分散を図ることを整備方針とする。

(1) 孫崎、鳴門山への利用者の誘導を図り、探勝歩道・園地・誘導標識等の改善整備を図る。

(2) 大鳴門橋架橋記念館及び鳴門市の休憩舎を、自然に関する情報を提供するための中心施設とする。

(3) 第一駐車場の自然公園美化管理財団鳴門支部事務所を、地区の管理の中心施設として活用する。

##### イ. 島田島地区

主に、島田島・鳴門有料道路を利用した、鳴門海峡、ウチノ海、小鳴門海峡を展望するドライブコースとして利用されている。

この島田島、鳴門有料道路沿いの景観の維持、利用環境の整備、及び長距離自然歩道四国のみちの利用拡大方策と、歩道沿いの景観維持に努めることを方針とする。

##### ウ. 大坂山地区

国道11号線が海岸部を通過するようになって以来、一般車両の通行は極めて少なく、良好な自然状態が保たれている。

長距離自然歩道四国のみちの利用拡大方策と、歩道沿いの景観の維持に努めることを方針とする。

## 2 リゾート開発との調整

ウチノ海地区は総合保養地域整備法に基づき、平成5年3月26日に申請された徳島県の「ヒューマンリゾート徳島の森と海構想」の重点整備地区に含まれている。

リゾート施設の整備に当たっては、自然環境の保全に留意するとともに、国立公園の快適な利用に著しい影響を及ぼすような行為は避け、公園計画、審査指針及び当管理計画の範囲で、調整を図るものとする。

## 3 一般公共事業との調整

地域の生活産業基盤となる道路、港湾、漁港、治山砂防等の事業と、国立公園の計画との調整を有効かつ円滑に進めるために、県の公共事業部局との間で、下記の手順で事前調整を実施する。

### (事前調整手順)

- ア 事前調整の対象となる公共事業は、次年度以降に実施が見込まれている事業で、自然公園法の手続きを必要とするもの。
- イ 当該公共事業にかかる実施計画の概要を1月末日までに国立公園管理事務所に提出する。
- ウ 管理事務所は必要なものについて、毎年2月末日までに事業者から実施計画の内容を聴取し、許認可等の公園行政との調整を図る。
- エ 公園事業の執行として行う道路等の事業で、公園事業の決定もしくは変更が必要とされるものについては、自然環境保全審議会に諮る必要があることから、管理事務所において3月末日までに事前調整を終え、諮問事務に必要な所定の手続きを進める。

## 第 4 土地等の管理に関する事項

### 1 国有財産の管理

- ・展望休憩舎 鉄筋コンクリート造 延155㎡

施設は、昭和32年度に建築されたものであり、老朽化が進んでいることから、徳島県が施設整備補助事業で再整備を行なう。

### 2 自然公園美化管理財団事業

自然公園美化管理財団鳴門支部は、昭和60年6月、大鳴門橋開通に合わせて発足したが、現在の事業は、駐車場の管理及び周辺の美化清掃となっている。

鳴門集団施設地区内の清掃については、昭和61年度以降、自然公園美化管理財団が清掃活動費国庫間接補助事業者として実施している。

また、鳴門地区での自然に親しむ運動、自然保護教育活動に参加し、環境庁、徳島県、鳴門市等に協力し、自然観察会の実施、自然解説パンフレットの作成、調査研究等を行なうよう指導する。

### 3 その他の土地または事業施設の管理

鳴門公園地区は、徳島県保健環境部環境保全課の管理する県有地である。この地区は鳴門海峡に面し、景観にすぐれているところから、瀬戸内海国立公園の中でも利用者の最も多く訪れる地区であり、鳴門集団施設地区となっている。従って、集団施設地区計画がより適切に実行できるよう徳島県を指導し、実施について協力する。

公園事業施設等公共施設の管理については、公園利用施設が老朽化や破損によって設置目的を達成することができず、利用環境を損なうことのないよう、国、県、市及び自然公園美化管理財団で定期的に施設の点検を実施し、必要な対策を講じるものとする。また、自然公園施設整備補助事業で整備された県有施設については、県と自然公園美化管理財団との間で、適切な施設管理や維持補修のための方策を立てるものとする。

## 第 5 利用者の指導に関する事項

### 1 自然解説に関する事項

#### (1) 自然解説の実施

##### a 鳴門公園地区

大鳴門橋架橋記念館、自然研究路、四国の道等を利用して、照葉樹林や海岸植生、磯の生物、地形・地質、鳴門のうずしお等の観察を中心とした自然観察会を実施する。

##### b 岡崎、鯛山地区

海岸植生、磯の生物、海食痕や風化地形等地形地質の観察を中心とした自然観察会を実施する。

#### (2) 自然解説のための組織づくり

適正な利用を促進し、自然保護思想の普及啓発を図るため、各利用拠点において野外活動指導を行うことを目標に、鳴門市、自然公園美化管理財団、自然公園指導員、公園事業執行者等の協力を求め、実施体制の整備を図るよう努める。

#### (3) 自然解説パンフレットの作成

公園利用者が自然に対し興味を持つよう自然探勝用のガイドマップ、セルフガイド方式による自然解説冊子を関係機関と協力して作成する。

### 2 利用者の利用規制

国立公園の適正な利用に著しい影響を及ぼすような利用については、関係機関との連携を図り、監視体制の強化や利用者への指導に努める。

なお、鳴門公園地区では、鳴門第1駐車場より岬先端部については、道路幅員が狭く、駐車場が無い場合、利用者の通行安全上、快適な利用上、また、より深く自然に親しめるよう、一方通行、路傍駐車禁止、時間制限による一般車両の乗入れ禁止の規制が行なわれている。

### 3 利用者の安全対策

最近は、海水浴利用に加えてマリンスポーツ、スカイスポーツといった利用が増加しているため、海水浴利用者への安全確保を十分図るよう管理者を指導する。

## 第 6 地域の美化修景に関する事項

### 1 美化清掃

#### (1) くずかごの管理

くずかごは、十分な管理、回収が可能でかつ利用上必要不可欠な場所以外は設置しないものとする。

#### (2) 公園施設の管理

公園施設は、公園のイメージにつながるものであり、快適な利用を維持するため、清掃体制の強化に努めるよう各管理者を指導する。

#### (3) 普及啓発

クリーンハイキング等を実施し、市民に清掃活動への参加を呼びかけるとともにゴミ持ち帰り運動の普及啓発を図る。

#### (4) 車道沿線の清掃

車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう、各管理者に要請する。

#### (5) 海洋の汚染防止

釣客等の利用者によるゴミの散乱、また海へのゴミ投棄、カキ筏の放置等海洋を汚染し、利用者に不快感を与える行為が後を絶たないので、ゴミ持ち帰りのPR、巡回、制札の設置、関係団体の指導等について関係機関と協議する。

### 2 修景計画

大鳴門橋5A作業ヤードについては、大鳴門橋6車線化の時の作業ヤードとして使用される予定であるので、それまでの間緑化修景しておく必要があることから、本州四国連絡橋公団第一建設局長協議による5A作業ヤードにかかる緑化修景計画書に従い修景緑化が行われているところであるが、今後も適切な管理を行なうよう指導監督していくものとする。

### 3 修景緑化指針

各種行為に伴って生じた裸地は、国立公園の風致、景観を損なうことがないよう以下の点に留意のうえ、速やかに修景緑化を行うよう行為者を指導する。

#### (1) 支障木の移植

工事にあたっては、可能な限り既存樹木を保存するものとするが、やむをえず支障木が生じる場合には、極力これを移植するものとする。

#### (2) 裸地の緑化

工事に伴いやむをえず生じた裸地や、現在裸地になっている場所については、土地利用上、また防災上特に支障のない限り、樹木により緑化する。

#### (3) 緑化に使用する草本類

急な法面等樹木による緑化が困難な場所では、原則としてノシバ、ヨモギ、ススキ、メドハギ等の郷土産の種類を混合したものを使用するものとするが、これによることが著しく不合理な場合には、洋芝類、牧草類によるものとする。

#### (4) 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景植栽等においては別表修景植栽樹種一覧を参考とし、できるだけ郷土産の種類による緑化を行うよう行為者を指導するものとする。

## 第 7 各種団体との連携に関する事項

次の各種連絡協議会等の設置目的の推進を図るため、積極的な交流を行い、その組織強化等指導育成に努める。

### (1) 瀬戸内海国立公園等連絡会議

瀬戸内海国立公園管理事務所管内においては、国立公園管理事務所と関係地方公共団体との意志疎通を図るため、(P 37)記載の設置要領により、瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園関係各県及び瀬戸内海国立公園管理事務所による瀬戸内海国立公園等連絡会議を設置している。

### (2) 瀬戸内海国立公園兵庫県、和歌山県及び徳島県地域連絡会議

本会は、地域との緊密な連携のもとに、国立公園の円滑な運営と整備の充実を図ることを目的に、瀬戸内海国立公園管理事務所が、兵庫県、和歌山県、徳島県及び関係市町を対象に開催するものとする。

## <瀬戸内海国立公園等連絡会議設置要領>

瀬戸内海国立公園管理事務所

### 1 目 的

瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園の適正な運営と整備の充実を図るため、「瀬戸内海国立公園等連絡会議」を設置し、国と地方との連携を一層密にして公園行政の円滑化と効率化を推進しようとするもの。

### 2 構 成

瀬戸内海国立公園管理事務所及び関係県国立公園主管課

### 3 会 議

(1) 会議は、管理事務所長が招集し、毎年1回3月に開催する。

(2) 会議は、次の事項について連絡・調整を行う。

ア 国立公園行政と地域行政との連絡調整に関する事項

イ 国立公園計画及び事業決定等に関する事項

ウ 公園施設の整備及び公園事業の執行に関する事項

エ 風致景観の管理に関する事項

オ 公共事業等の取扱いに関する事項

カ 美化清掃活動の推進に関する事項

キ 自然学習等野外活動の推進に関する事項

### 4 地域連絡会議

この会議の目的を達成するため必要に応じ、関係市町村を加えた地域連絡会議を設置する。

### 5 経 費

会議の参加旅費等は、各構成員が分担する。

## 第 8 そ の 他

以上各項目にしたがって管理の方針を述べてきたが、そのほか次の点にも留意して今後とも適正な公園管理を行うものとする。

- (1) 許認可手続きの迅速化と、問題のある事案についての早期連絡調整を図る。
- (2) 自然公園法の規制を分かり易く解説した広報パンフレットの作成を、必要に応じ検討するとともに、関係市町村の広報紙への協力を依頼する。
- (3) 文化財、徳島県景観条例等関係法令とのそごが生じないように、他機関との調整を図る。

(参考資料：関係法令等一覧 (P 42)参照)

＜ 瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における  
水面の埋立取扱い上の留意事項 ＞

瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立については、以下の各事項に留意して取扱うものとする。

1 埋立理由に関する事項

当該地以外ではその目的を達成することが困難なもので、次の各項目のいずれかに該当すること。

- ア 地域住民の日常生活に必要なもの。
- イ 港湾あるいは漁港関連施設の整備に必要なもの。
- ウ 地域の社会・経済的理由から計画されたもので必要性が認められるもの。
- エ 災害防止のため埋立以外に方法がないもの。

2 埋立位置に関する事項

(1) 次に示す地区等の地先を極力避けた位置であること。

- ア 特別保護地区及び特別地域（共にその周辺を含む）
- イ 自然海岸

(2) 野生生物の保護上重要な干潟や浅海等に影響を及ぼさない位置であること。

(3) 主要な展望地から見て、風景の保護上著しく支障とならない位置であること。

3 環境・風景の保全に関する事項

(1) 埋立の規模及び形状が適切であること。

(2) 埋立地の利用計画が、明らかにされているものであって、その内容が適切であること。

(3) 埋立地に設置される工作物の規模、形態等が、周囲の風景と調和するものであること。特に、リゾート開発に伴う施設及び高層建築物・巨大工作物等風景に与える影響が大きいものについては慎重に取扱うこと。

- (4) 必要に応じ、埋立地に十分な緑化が計画されていること。
- (5) 埋立による潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合及び異常堆砂・異常洗掘等による隣接海岸への影響の度合が軽微であること。
- (6) 周辺の海水浴場等に与える影響が軽微であること。
- (7) 埋立工事に伴う濁水が周辺海域へ拡散しない工法がとられていること。

#### 4 その他

「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年5月9日 瀬戸内海環境保全審議会答申）の内容に合致したものであること。

## 国立公園内マリーナの取扱方針

国立公園内のマリーナについては「国立公園事業及び国定公園事業取扱要領」、  
「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」、「国立公園内（普通地域を  
除く）における各種行為に関する審査指針」によるほか次によって取り扱う。

- 1 マリーナとは、主としてプレジャーボート（ヨット、モーターボート等）を係留、保管するための施設（栈橋、艇庫等）をいい、一体として整備される防波堤、給油施設、修理工場、休憩施設等の関連施設を含むものとする。
- 2 公園計画に適合するマリーナは公園事業として決定し、執行するよう指導する。
- 3 公園事業以外のマリーナについては、次のとおり。
  - (1) 次の地域においては原則として認めない。
    - ア) 特別保護地区、海中公園地区及び第1種特別地域
    - イ) 貴重な自然的性質を有する地域のうちア) に準じた取扱いをする必要があると認められる地域
    - ウ) ア) 及びイ) の地先及び周辺の海域
  - (2) (1) 以外の特別地域にかかるマリーナについては、次の各号の要件を満たさない場合は原則として認めない。
    - ア) 自然海岸の埋立を伴う等風致の保護上著しい支障とならないものであること。
    - イ) 自然海岸以外の埋立については最小限とし係留施設の規模が過大でないこと。
    - ウ) 国立公園の主要展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。
    - エ) 船舶の陸上保管場所や付帯施設は可能な限り既存陸上部に設けること。
    - オ) 船舶の陸上での保管は、最小限とすること。
    - カ) 野生動植物の生息に重大な影響を及ぼさないものであること。
    - キ) 海水浴場等への影響が軽微であること。
  - (3) 普通地域のみにかかるマリーナについては、(2) の各号の要件を満たすよう指導する。

< 関係法令等一覧 >

法令名	規制概要	県担当課
瀬戸内海環境保全 特別措置法	* 排水処理施設の設置規制等 * 自然海浜保全指定地区における 行為の届出等	環境管理課
公有水面埋立法	* 公有水面埋立の免許制度 (環境保全への配慮等)	港湾課 水産課
鳥獣保護及狩猟ニ関 スル法律	* 特別保護地区における行為制限	林政課
文化財保護法	現状変更等の制限 [国指定・名勝] ・ 鳴門 [国指定・天然記念物] ・ 鳴門の根上り松	教育委員会 文化課
建築基準法	* 建築物の規模・形態等の制限	住宅課
屋外広告物法 (屋外広告物条例)	* 広告物の掲出禁止・制限	都市計画課

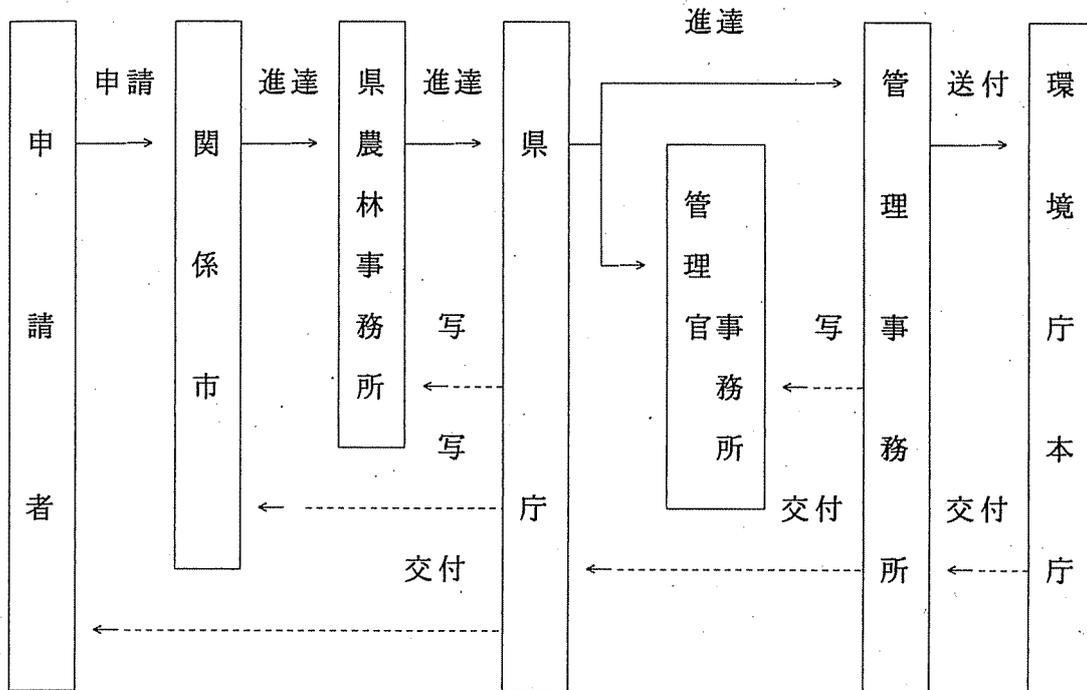
都市計画法	* 市街化・市街化調整区域における 建築物等の制限	住宅課 都市計画課
森林法	* 林地開発許可・保安林内行為制限 ・森林計画伐採届出	治山林道課
海岸法	* 海岸保全区域内の行為等の制限	港湾課 水産課 耕地課
港湾法	* 港湾区域内の行為等の制限	港湾課
漁港法	* 漁港区域内の行為等の制限	水産課
道路法	* 道路の占用等の制限	道路保全課
農地法	* 農地の用途変更	農業経済課
宅地造成等規制法	* 宅地造成による土地形質変更	住宅課
国土利用計画法	* 1 h a 以上の土地の開発行為	土地水対策室

採石法	*採石業に関する制限	河川課
鉱業法	*鉱業権設定・制限	商工振興課
温泉法	*掘削・動力装置設置許可	薬務食品課
水道法	*自家用水道等（100人以上） の水質・施設基準	薬務食品課
水質汚濁防止法	*排水処理に関する規制	環境管理課
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	*一般・産業廃棄物の処理施設の 設置	環境整備課
旅館業法	*新改増築等に伴う営業許可	薬務食品課
消防法	*消防設備・危険物貯蔵取扱等の 規制	消防防災課
食品衛生法	*旅館・一般飲食営業許可	薬務食品課

< 許認可申請書進達ルート >

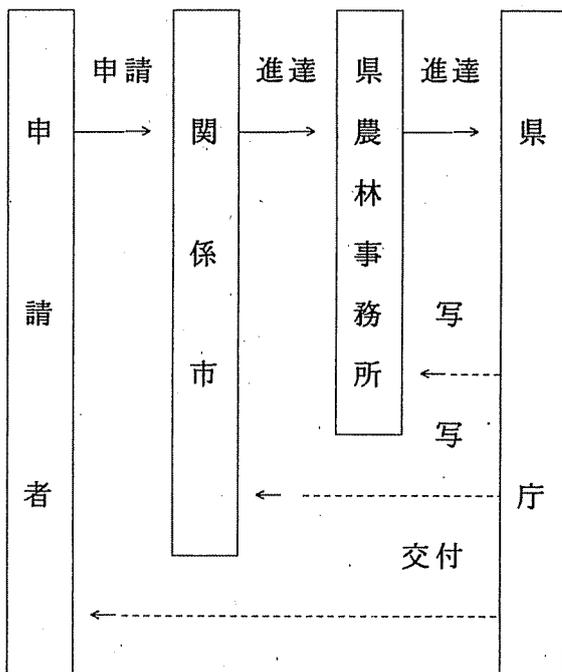
(1) 長官権限 (所長専決は管理事務所まで)

\* 本庁決裁 5 部・所長専決 4 部提出



(2) 県知事権限

\* 3 部提出



瀬戸内海国立公園徳島県地域に適する修景植栽樹種の一覧表

高木 - 1

樹種	生育	土湿	陽陰	樹高 m	葉	花	紅葉	耐塩	備考
イヌマキ	普通	乾	○ ×	2.5	常緑			○	
アカマツ	速い	乾	○ ×	3.0	常緑				
クロマツ	速い	乾	○ ×	3.0	常緑			○	
ネズ	遅い	乾	○ ×	1.0	常緑				
イブキ	遅い	乾	○ ×	2.0	常緑			○	ナシ赤星病菌宿主
ヤマナラシ	速い	普通	○ ×	2.0	夏緑				
ヤマモモ	普通	普通	○ ×	2.0	常緑				雌雄異株. 果実紅熟・可食
ノグルミ	普通	普通	○ ×	1.0	夏緑				
ハンノキ	速い	湿	○ ×	1.2	夏緑				
アラカシ	速い	普通	○ ○	2.0	常緑				
ウラジロガシ	速い	普通	○ ○	2.0	常緑				
コナラ	速い	普通	○ ×	2.5	夏緑		○		
クヌギ	速い	普通	○ ×	2.5	夏緑		○		
クリ	速い	普通	○ ×	2.5	夏緑				果実可食
ツブラジイ	遅い	普通	○ ○	2.0	常緑	○ 5月		○	果実可食
スタジイ	遅い	普通	○ ○	2.0	常緑	○ 5月		○	果実可食
アキニレ	遅い	湿	○ ×	1.5	夏緑				
エノキ	速い	普通	○ ×	2.5	夏緑				果実可食
ムクノキ	速い	普通	○ ×	2.5	夏緑		○		
オガタマノキ	普通	普通	○ ○	1.0	常緑	○ 3~4月			花に芳香. 果実開裂・種子赤色
クスノキ	速い	普通	○ ×	3.0	常緑				
ヤブニッケイ	遅い	普通	○ ○	1.0	常緑				
タブノキ	速い	普通	○ ○	2.5	常緑			○	
カナクギノキ	速い	普通	○ ×	1.0	夏緑	○ 4月	○		果実赤熟
シロダモ	普通	普通	○ ○	1.0	常緑				
カゴノキ	速い	普通	○ ○	1.5	常緑				樹肌に鹿子模様

## 高木 - 2

樹種	生育	土湿	陽陰	樹高 m	葉	花	紅葉	耐塩	備考
イスノキ	遅い	普通	○ ○	25	常緑				
ヤマザクラ	速い	普通	○ ×	25	夏緑	○ 4月	○		
ウラジロノキ	速い	普通	○ ×	10	夏緑	○ 5月	○		果実赤熟
ネムノキ	速い	普通	○ ×	15	夏緑	○ 6~7月			
カササギ	速い	普通	○ ×	15	夏緑				刺有り
センダン	速い	普通	○ ×	15	夏緑	○ 5月			
ヒメユズリハ	普通	普通	○ ○	10	常緑			○	有毒
アカメガシワ	速い	普通	○ ×	15	夏緑				若枝・葉紅色
ハゼ	速い	乾	○ ×	15	夏緑		○		接触によりかぶれ
ナナミノキ	遅い	湿	○ ○	10	常緑				果実赤熟
クロガネモチ	遅い	湿	○ ○	20	常緑				果実赤熟・ 実の「鳴門市民の木」
モチノキ	遅い	湿	○ ○	20	常緑				果実赤熟 名の「鳴門市民の木」
クハガク	速い	湿	○ ×	10	夏緑		○		
ムクロジ	普通	湿	○ ×	10	夏緑				
ホルトノキ	速い	普通	○ ○	20	常緑	○ 6~7月			果実黒青熟・可食
ヤブツバキ	遅い	普通	○ ○	10	常緑	○ 2~4月			
モッコク	遅い	普通	○ ○	10	常緑	○ 7月		○	果実赤熟開裂・種子濃赤色
サカキ	遅い	普通	○ ○	10	常緑	○ 5~6月			
ハリギリ	速い	普通	○ ×	20	夏緑				刺有り
リョウブ	普通	普通	○ ×	12	夏緑	○ 7~8月			
ミミズバイ	普通	普通	× ○	10	常緑				
クロバイ	遅い	普通	○ ○	10	常緑	○ 4~5月			
エゴノキ	速い	普通	○ ○	10	夏緑	○ 5~6月		○	果実有毒
ネズミモチ	速い	普通	○ ○	10	常緑	○ 6月		○	果実紫黒色
ヒイラギ	遅い	普通	○ ○	10	常緑	○ 10月			若木の葉は鋸歯刺状
マハアザモ	速い	乾	○ ×	10	夏緑	○ 4~5月			

低木 - 1

樹種	生育	土湿	陽陰	樹高 m	葉	花	紅葉	耐塩	備考
タチヤナギ	速い	湿	○ ×	4	夏緑	○3~4月			
ジャヤナギ	速い	湿	○ ×	4	夏緑				
ネコヤナギ	速い	湿	○ ×	3	夏緑	○3~4月			
ウバメガシ	遅い	乾	○ ○	7	常緑			○	
ケクロモジ	速い	普通	○ ○	3	夏緑	○ 4月			
イヌガシ	速い	普通	○ ○	4	常緑				
ウツギ	速い	湿	○ ×	2	夏緑	○ 5月			
マルバウツギ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○4~5月			
トベラ	普通	乾	○ ×	4	常緑	○5~6月		○	果実開裂・種子赤色
カジイチゴ	速い	普通	○ ○	2	夏緑			○	果実黄熟・可食
ノイバラ	普通	普通	○ ×	2	夏緑	○ 5月			つる性・刺有り
リハハハ	普通	普通	○ ×	-	夏緑	○ 5月		○	匍匐性・刺有り
カナメモチ	速い	普通	○ ○	4	常緑	○ 5月			果実赤熟
マルバシャリハハ	遅い	普通	○ ○	2	常緑	○ 5月		○	
ザイフリボク	速い	普通	○ ×	8	夏緑	○ 4月			
カマツカ	遅い	普通	○ ×	5	夏緑	○4~5月			含ケカマツカ・果実赤熟
ジャツハハ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○4~5月			つる性・刺有り
マルバハギ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○8~10			
ヤマハギ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○8~9月			
ツクシハギ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○8~10			
サンショウ	速い	普通	○ ×	3	夏緑				刺有り
イザナショウ	速い	普通	○ ×	2	夏緑				刺有り
カンコノキ	普通	普通	○ ×	5	夏緑				刺有り
イヌツゲ	普通	湿	○ ○	5	常緑				
ソヨゴ	速い	普通	○ ○	5	常緑				果実赤熟
コマユミ	普通	普通	○ ×	4	夏緑			○	果実開裂・種子赤色
マサキ	速い	普通	○ ×	5	常緑			○	果実開裂・種子赤色

低木 - 2

樹種	生育	土湿	陽陰	樹高 m	葉	花	紅葉	耐塩	備考
マユミ	普通	普通	○ ×	6	夏緑				果実開裂・種子赤色
ゴンズイ	普通	普通	○ ×	7	夏緑				果実紅熟開裂・種子黒色
イソノキ	普通	湿	○ ×	3	夏緑				
ハマボウ	速い	湿	○ ×	5	夏緑	○7~8月	○	○	「鳴門市民の花」
ヒサカキ	遅い	普通	○ ○	4	常緑			○	
ハマヒサカキ	遅い	普通	○ ×	4	常緑			○	
クスドイゲ	遅い	普通	○ ×	4	常緑			○	若木は刺有り
マルバグミ	遅い	乾	○ ×	2	常緑	○10~11		○	ややつる状. 果実赤熟・可食
ツルグミ	遅い	普通	○ ×	2	常緑	○10~11			つる性. 果実赤熟・可食
ナワシログミ	遅い	普通	○ ×	3	常緑	○10~11			刺有り. 果実赤熟・可食
アキグミ	普通	普通	○ ×	3	夏緑	○4~5月		○	果実赤熟・可食
ナツグミ	普通	普通	○ ×	4	夏緑	○4~5月			果実赤熟・可食
ヤツデ	普通	湿	× ○	2	常緑				
カクレミノ	普通	普通	× ○	6	常緑				
ヤマツツジ	遅い	乾	○ ×	2	常緑	○4月			
モチツツジ	速い	普通	○ ×	2	常緑	○4~5月			
オンツツジ	遅い	乾	○ ×	4	夏緑	○5月			
コバノミツハツツジ	遅い	乾	○ ×	4	夏緑	○3~5月			
アセビ	遅い	普通	○ ○	3	常緑	○3~5月			有毒
ネジキ	遅い	普通	○ ×	6	夏緑	○6~7月			
シャシャンボ	遅い	普通	○ ○	3	常緑				果実紫黒熟・可食
ナツハゼ	普通	乾	○ ×	3	夏緑	○5~6月			果実紫黒熟・可食
マンリョウ	速い	湿	○ ○	1	常緑	○7月			果実赤熟
タニツツジ	普通	普通	○ ○	6	常緑	○3~4月			
イボタノキ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○5~6月		○	
ムギキツツジ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○6月			果実紫熟

低木 - 3

樹種	生育	土湿	陽陰	樹高 m	葉	花	紅葉	耐塩	備考
ヤブムラサキ	速い	湿	○ ○	2	夏緑	○ 6月			果実紫熟
クチナシ	普通	普通	○ ○	2	常緑	○ 6~7月			花に芳香・果実黄赤色
ガマズミ	速い	普通	○ ×	3	夏緑	○ 5月			果実赤熟
コハナガズミ	速い	普通	○ ×	3	夏緑	○ 4~5月			果実赤熟
ツツハナツキ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○ 5月			